

平成 25 年度（2013 年度）において講じた
中小企業施策
(案)

平成 26 年

中 小 企 業 庁

平成 25 年度（2013 年度）において講じた中小企業施策（目次）

第 1 章 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

- 第 1 節 地域資源の活用
- 第 2 節 商店街・中心市街地の活性化
- 第 3 節 その他の地域活性化
- 第 4 節 人材・雇用対策

第 2 章 中小企業の新陳代謝を活発にする

- 第 1 節 起業・創業支援
- 第 2 節 事業承継支援

第 3 章 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

- 第 1 節 技術力の強化
- 第 2 節 販路開拓支援
- 第 3 節 新分野・新事業展開、異業種連携
- 第 4 節 下請脱却支援
- 第 5 節 技術・技能の伝承

第 4 章 海外に打って出る

- 第 1 節 海外展開の支援

第 5 章 東日本大震災への対応・消費税転嫁対策等の重要課題

- 第 1 節 東日本大震災に係る中小企業対策
- 第 2 節 消費税転嫁対策
- 第 3 節 審議会等における政策の検討等
- 第 4 節 資金繰り対策
- 第 5 節 財務基盤の強化
- 第 6 節 経営安定対策
- 第 7 節 官公需対策
- 第 8 節 人権啓発の推進

第 6 章 業種別・分野別施策

- 第 1 節 中小農林水産関連企業対策
- 第 2 節 中小運輸業対策
- 第 3 節 中小建設・不動産業対策

第4節 生活衛生関係営業対策

第5節 環境・エネルギー対策

第6節 IT化の促進

第7節 知的財産対策

第7章 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

第1節 経営支援体制の強化

第2節 調査・広報の推進

はじめに

全国 385 万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国 334 万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことが日本経済の成長に不可欠である。このため、平成 25 年度予算では、約 1,800 億円の中小企業・小規模事業者対策予算を措置するとともに、平成 25 年度補正予算では、約 3,400 億円の中小企業・小規模事業者対策予算を措置している。また、平成 26 年 3 月 7 日に閣議決定された、「小規模企業振興基本法案（小規模基本法案）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小規模支援法案）」を第 186 回通常国会に提出する予定であり、小規模事業者に光を当てた施策の再構築を行っているところである。

また、この中小企業・小規模事業者政策を効果的に実行していくため、これまで進めてきた「“ちいさな企業” 未来会議」を「“ちいさな企業” 成長本部」に引き継ぎ、平成 25 年 2 月から 5 月にかけて、全国 21 カ所で「“ちいさな企業” 成長本部」を開催し、多くの中小企業・小規模事業者、支援機関等の方々と議論を重ねてきた。同年 6 月には、支援を受ける側、支援を行う側の双方が今後の具体的な取り組みの実行を約束する「行動計画」を策定し、その実行を宣言したところである。その後、本行動計画のフォローアップのため、同年 7 月より全国 17 箇所で地方会合も開催してきたが、今後とも地域の中小企業・小規模事業者の「生の声」にしっかりと耳を傾け、政策立案に反映していきたい。

以下、行動計画における 4 つの行動に基づき、中小企業・小規模事業者施策を紹介していく。

< “ちいさな企業” の成長に向けた行動計画 >

行動 1. 地域に眠る **リソース** を最大限に

活用・結集・ブランド化する

- ・創業を徹底支援する「創業よろず支援」の順次展開
- ・地域資源を活用・結集させた創業に対する総合的支援
(「地域資源活用型創業支援制度」)
- ・地域ブランドの一層の強化に向けた、ブランド管理・品質管理・利益回収メカニズムに関する検討

等

行動 2. 中小企業の **新陳代謝** を活発にする

- ・起業者に対する元本の据え置き期間の延長等、起業・創業に係る資金支援の抜本的拡充
- ・中小企業の各ライフステージにおける取組意欲増進のための個人保証制度の見直し
- ・「事業引継ぎ支援センター」の全国展開

等

行動 3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に

成長分野に参入する

- ・サポイン法の 2 2 技術分野の見直し
(下請け前提から戦略市場への進出へ)
- ・航空宇宙など戦略市場進出のための総合的支援
(国際認証取得サポート等)
- ・医療機器分野の専門家派遣及び開発審査負担の軽減

等

行動 4. **海外** に打って出る

- ・企業 O B を活用したハンズオン一貫支援体制の推進
- ・認定支援機関への研修による国内相談窓口強化、有望企業の発掘・支援
- ・現地支援プラットフォームの主要拠点への整備加速

等

その他の重要課題

- ・震災対応
- ・消費税転嫁対策

等

「“ちいさな企業” 成長本部」を継続的に開催し、行動計画のフォローアップ、改善を行っていく
(**P D C A サイクル**)

中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

- ・支援情報の広報の強化
- ・支援制度の使い勝手の向上

第1章 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

<行動計画の内容>

中小企業・小規模事業者の成長は、地域の取引や雇用の拡大により、地域経済の活性化につながる。また、地域経済の活性化は、その地域の中小企業・小規模事業者にビジネスのチャンスを生み出し、起業・創業、新事業展開、事業承継などを通じて更なる成長につながっていく。その意味で、地域と中小企業・小規模事業者は不可分かつ循環の関係にある。

地域と中小企業・小規模事業者の発展の好循環を実現するためには、地域に眠るリソース（地域資源）をもう一度見つめ直し、今までの地域資源（例：特産品等）の考え方を広げ、地域の様々な経営資源（例：地域の女性・若者、企業等 OB 人材、農業、空き店舗等）を活用・連携・結集することで、地域の需要を顕在化させ（例：新商品開発、子育て支援）、新しいビジネスを起こしていくことが重要である。また、そうしたビジネスが生み出す商品やサービスをブランド化していくことで、地域の魅力を国内外に発信していくことが重要である。

商店街は、全国に約 13,000 存在し、小売業全体の年間販売額の 4 割を占め、43 万事業所、300 万人の雇用を支えるなど大きな存在であるとともに、地域コミュニティの担い手として機能している。商店街の活性化は、コミュニティの中核的存在として地域の活性化に貢献し、商店街で活発に新たなビジネスやコミュニティ活動を生む。

労働環境に関する規制や社会保険の負担は、就業形態や企業規模に関係なく一律に適用されるため、地域における新たな雇用を躊躇する恐れがある。したがって、中小企業・小規模事業者の過度な負担とならないよう、現場実態を踏まえた環境整備が必要である。

<国のアクション>

- 創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う優れたコーディネーターを配置した「創業よろず支援」を順次展開する。
- 支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを通じ、地域のリソースを活用した起業・創業の担い手を拡大させる。
- 地域資源を活用・結集させた創業を支援する「地域資源活用型創業支援制度」を創設し、あらゆる政策資源を投入し、総合的な支援を行う。
- 地域ブランドを一層強化するため、地域資源の発掘・磨き込み・発信・市場開拓を一貫して行えるよう支援制度を拡充するとともに、地域ブランド管理、地域ブランドの対象物の品質管理、地域ブランドから生まれる利益を回収するメカニズムについて検

討する。

○商店街などにおける商業インキュベーションの機能強化を図るとともに、起業・創業も含めた空き店舗等の有効活用を促す仕組みの整備を行う。

○現場実態に合わせた柔軟な労働環境の在り方や社会保険について負担の在り方を検討する。

○労働力として潜在性を有しながら、必ずしも十分にその能力が発揮されていない障害者や高齢者等の取り込みを促進する。

○女性・若者や即戦力となる企業OB、Uターン・Iターン人材と中小企業をマッチングする取り組みを拡充・強化する。

【具体的施策】

第1節 地域資源の活用

1. 新事業活動・農商工連携等促進支援事業

①地域資源活用新事業展開支援事業【25年度予算：18.6億円の内数】

中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源（農林水産物、生産技術、観光資源等）を活用して行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成25年度においては、118件の事業計画の認定を行った。

②新連携支援事業【25年度予算：18.6億円の内数】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成25年度においては、69件の事業計画の認定を行った。

③農商工等連携促進対策支援事業【25年度予算：18.6億円の内数】

農商工等連携促進法に基づき、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品・新サービスの開発・販売等を行う事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。平成25年度においては、67件の事業計画の認定を行った。

2. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の品目について、伝統的工芸品の指定及

び指定の変更を行った。

- ・ 埼玉県「秩父銘仙」平成 25 年 12 月 26 日指定
- ・ 福井県「越前筆笥」平成 25 年 12 月 26 日指定
- ・ 熊本県「山鹿灯籠」平成 25 年 12 月 26 日指定
- ・ 愛知県「岡崎石工品」平成 25 年 12 月 26 日指定の変更（原材料の追加）

3. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【25 年度予算：10.6 億円】

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 後継者育成事業
- ・ 原材料確保対策事業
- ・ 意匠開発事業
- ・ 連携活性化事業
- ・ 産地プロデューサー事業 等

②伝産法第 23 条に基づく一般社団法人・財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・ 人材確保および技術技法継承事業
- ・ 産地指導事業
- ・ 普及推進事業
- ・ 需要開拓事業 等

(2) 特定被災区域の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行った。

①特定被災区域において実施する後継者育成・需要開拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業

②特定被災区域における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業

4. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年 11 月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。平成 25 年度においては、和歌山県和歌山市、海南市等で全国大会を開催した。

第 2 節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画等を国が認定し、支援措置を講じた。

2. 地域中小商業支援事業【25年度予算：38.7億円】

地域住民のニーズを踏まえた施設の整備、店舗の集約化等、商店街等による地域コミュニティ機能再生に向けた取組を支援するとともに、空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客事業等の商店街活性化に向けた取組を支援した。

3. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

4. 中心市街地魅力発掘・創造支援事業【25年度予算：100.0億円】

中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、緊急に重点的支援を行う。

5. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。

6. 商業活性化及び中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会、中心市街地内外の商店街が抱える様々な課題に対応するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。

7. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

8. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に土地等を譲渡した者に対して、1,500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行った。

9. 定住自立圏等推進調査事業【25年度予算：1.4億円】

定住自立圏等における圏域全体の活性化を目指した分野横断的な取組について、地方公共団体からの提案を受け、他の定住自立圏のモデルとなるような取組を調査委託事業として採択し、各定住自立圏における取組を充実・深化させていくうえでの実態的・制度的な課題・解決方策の抽出、検証、提言等を行った。

10. 中心市街地活性化対策事業

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とし、市町村が、中心市街地活性化に関する法律に基づき策定し、認定を受けた計画に基づき、それぞれの地域の実情に応じて国の補助金を受けずに行う中心市街地活性化対策事業（単独事業）について、特別交付税措置を講じた。

11. 商店街活性化支援事業

商店街組織等に対して、以下の支援を行った。

①商店街まちづくり事業【25年度補正：127.0億円】

地域の行政機関等の要請に基づいて、アーケードの改修等、地域コミュニティの安心・安全な生活環境を守るための商店街施設・設備の整備等に対して支援を行った。

②地域商店街活性化事業【25年度補正：53.0億円】

全国商店街振興組合連合会が中心となって、商店街の集客力・販売力の向上を目的として、地域住民が安心して生活できる環境を維持している商店街が再生に向けた意欲的な取組を行う場合に支援を行った。

③中心市街地活性化事業（中心市街地再興戦略）【25年度補正：45.0億円】

「日本再興戦略」に掲げる、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を前倒して実現するとともに、消費増税により深刻な影響が懸念される地域の商店街への支援を図るため、地域経済において重要な役割を果たす中心市街地に対して、事業を絞って重点的に支援を行う。具体的には、①中心市街地の核となり、周辺商店街へ効果が波及する高度な商業施設等の整備、②高度な商業施設の整備等の前に実施する事業化可能性調査に対し支援を行う。

12. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

少子高齢化の進展や商業施設・病院などの公共施設の郊外移転により、中心市街地における空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛かっていない状況にある。そのため、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、以下の措置を講じる。

(1) 民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設

① 中心市街地への来訪者や就業者、小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設する。

② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。

- ・ 認定された民間事業者により市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施する。
- ・ 地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化する(説明会開催義務の免除等)。

※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。

- ・ 認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付する。
- ・ 建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用する。
- ・ 施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施する。

(2) 中心市街地活性化を図る措置の拡充

① 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業(民間中心市街地商業活性化事業)を、経済産業大臣が認定する制度を創設する。認定を受けた事業に対し、中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施する。

② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設する。

- ・ オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設する。
- ・ それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設する。

③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設する。

第3節 その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進【25年度予算：10.4億円】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、地域が自らの特色を生かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援した。予算措置としては、ワンストップサービスの提供や人材育成・施設等整備・ネットワーク構築活動等に対し支援した。制度面では、税制上の特例措置や工場立地法の特例措置、日本政策金融公庫を通じた中小企業向け低利融資制度、企業立地に係る地方交付税措置を行った。

2. 地域経済循環創造事業交付金【25年度補正：30.0億円】

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して、事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付。

3. 地域オープンイノベーション促進事業【25年度予算：30.0億円、補正：30.0億円】

地方産業競争力協議会で特定する戦略分野に沿い、地域の運営協議会で地域の技術シーズや社会・市場ニーズに基づいて設備機器を決定し、当該設備機器の公設試・大学等への整備等を実施した。

4. 地域新産業戦略推進事業【25年度予算：6.4億円】

広域経済圏において、国際競争力のある新産業構造への転換を図るため、地域産業の強み・特性を踏まえ、新たな市場を開拓するプロジェクトに対して、総合特区制度等とも連携しつつ、地域において一貫した支援を行った。

5. 官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業

地域の特色ある素材の発掘や地域と旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集した枠組みによる確実な商品化と情報発信等を行い、魅力ある観光地づくりを推進する。【24年度補正：15.7億円】

平成25年3月に、調査対象地域を78地域選定。・各地域において旅行商品造成に向けた取組を実施し、モニターツアーを実施。

○資源の発掘

・観光資源の「目利き」(※)による訴求性の高いコンセプトの設定

(※観光資源の「目利き」：旅行会社のバイヤー、旅行メディア、地域活性化プランナー等)

- ・「地域の担い手」から観光資源の提案

○資源の磨き

- ・支援対象の選定
- ・「目利き」の派遣
- ・「地域の担い手」と「目利き」が一体となった資源の磨き

○試行ツアー造成

- ・試行ツアーを実施し、市場の目を通した効果検証
- ・効果検証を踏まえた商品内容の改善
- ・商品化への絞り込み

6. 農業成長産業化実証事業【25年度予算：6.8億円】

農業の成長産業化を促進するため、民間事業者等によるコンソーシアムを対象に、工業技術、商業ネットワーク等を活用し、先端技術を活用したシステム（植物工場等）の実証等の取組3件に対し支援を行った。

第4節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業・小規模事業者の優秀な人材の確保を支援する目的で、①新卒者等の未就職者に対し、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウを習得する機会を提供するため、②中小企業・小規模事業者が実施する職場実習や、育児等で退職し、再就職を希望する主婦等に対し、職場経験のブランクを埋める機会を提供するため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援した。また、優秀な人材の確保のため、中小企業・小規模事業者と学生との顔の見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援した。加えて、実務経験豊富なシニア人材等を対象に、中小企業・小規模事業者の人材確保・定着・育成を支援することとした。

【実績】

- ①「新卒者就職応援プロジェクト」において、平成25年3月～平成26年2月にかけて延べ9,011人の職場実習を実施。
- ②「中小企業新戦力発掘プロジェクト」において、平成25年3月～平成26年2月にかけて延べ3,252人の職場実習を実施。
- ③「地域中小企業の人材確保・定着支援事業」において、平成25年4月～平成26年1月にかけて延べ123,331人の学生等が参加。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金】

全国 9 箇所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施した。

3. 労働者の雇用維持対策【25 年度予算：1,175 億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給した。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実施調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。

4. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【25 年度予算：7.3 億円】

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、重点分野等の中小企業団体（事業協同組合等）労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給した。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者が就業規則・労働協約等を変更し、雇用管理制度を新たに導入して実際に適用した場合に助成金を支給した。

5. 地域雇用開発奨励金【25 年度予算：80.0 億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会が特に不足している地域において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、施設等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給した。

6. 戦略産業雇用創造プロジェクト【25 年度予算：41.0 億円】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

7. 雇用促進税制【税制】

平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まる各事業年度において、雇用保険の一般被保険者が 5 人（中小企業者等は 2 人。）以上、かつ、10%以上増加等の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険の一般被保険者一人あたり 40 万円を税額控除することができる税制措置を実施した。

平成 23 年度制度創設時から平成 24 年 11 月末までに提出された雇用促進計画の達成状況報告件数は 13,064 件、144,826 人となっている。

8. 失業なき労働移動の促進（労働保険特別会計）【25 年度補正：3.8 億円】

労働移動支援助成金（再就職支援助成金）を拡充し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行う。また、再就職支援奨励金（受入れ人材育成支援奨励金）を創設し、公共職業安定所の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対して Off-JT のみまたは Off-JT 及び OJT を行った事業主に対して助成を行った。

9. 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【25 年度予算：26.5 億円、補正：9.8 億円】

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①経営改善と労働条件管理の相談等にワン・ストップで対応するための「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47 カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を行うとともに、②業種別中小企業団体が行う取組に対する助成（業種別団体助成金、対象業種 25 業種、上限 2,000 万円）及び③労働能率増進等のための経費助成（業務改善助成金、44 道府県対象、上限 100 万円、助成率 1/2）を実施した。

第2章 中小企業の新陳代謝を活発にする

＜行動計画の内容＞

地域の起業・創業を推進することは、地域経済の活性化にとっては必要不可欠である。ただし、起業・創業をしたとしても、利益計上までの立ち上がりの時期は最も資金繰りが厳しい。その時期を乗り越えることで、起業家は雇用を増やし、新しい商品・サービスを生み出し、地域経済の活性化を実現する。また、起業家の多くは初めての起業となることから、資金供給のみならず、起業に当たってのノウハウをいかに伝えていくかも重要な課題である。

一方、経営者の高齢化の進展や後継者難が一層深刻化する中で、中小企業・小規模事業者が有する技術・ノウハウ等の経営資源や雇用を喪失させないために、次世代への円滑な事業の承継が必要となっている。したがって、経営者の世代交代、親族外への事業承継等による有用な経営資源を移転促進することにより、中小企業・小規模事業者の新陳代謝を促進することが求められている。

＜国のアクション＞

- 創業から経営ノウハウに至る支援をワンストップで行う「創業よろず支援」を順次展開する。（再掲）
- 支援ポータルサイトを通じた起業家ネットワークの創設・拡充、ビジネスコンテストの実施、創業塾の全国での開催などを通じ、地域のリソースを活用した起業・創業の担い手を拡大させる。（再掲）
- 起業・創業に対する資金支援を抜本的に拡充する。
 - －創業当初の据え置き期間の延長を図るなど政府系金融機関の創業者向け融資を拡充する。
 - －認定支援機関による起業・創業計画の策定支援と併せた創業向け補助制度の拡充等を通じて民間融資を促進する。
- 中小企業の各ライフステージ（創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑化な事業承継、企業の再起等）における取組意欲を増進する個人保証制度の見直しを行う。
- 事業承継、事業引継ぎ支援を抜本強化する。
 - －「事業引継ぎ支援センター」を全国展開する。

【具体的施策】

第1節 起業・創業支援

1. 創業促進補助金（事業者向け）【25年度補正：44.0億円の内数】

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業含む）に

対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部の支援を引き続き行うこととした。

2. 新創業融資制度【財政投融资】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。平成 25 年度は 12 月末までに、7,510 件、275 億円の融資を実行し、平成 13 年度の制度創設から平成 25 年 12 月末までの融資実績は、109,147 件、3,691 億円となった。

3. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後 5 年未満の者等を対象とする保証制度である。平成 25 年年度（平成 26 年〇月末現在）の保証承諾実績は、〇〇件、〇〇億円であった。

4. 地域需要創造型等起業・創業促進補助金

平成 24 年度補正予算で 200 億円を措置し、新たに起業・創業や第二創業を行う者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、地域需要を興すビジネス等を支援した。平成 25 年度においては、6,299 件の創業の支援することを決定した。

5. エンジェル税制【税制】

創業間もない中小企業への個人投資家（いわゆる「エンジェル」）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の減税を受けることが出来る制度である。1997 年の制度創設から、2014 年 1 月末までに、357 社に対し、約 91.7 億円の投資が行われた。

6. 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業

ベンチャーファンド、金融機関、税理士・会計士等の官民の起業支援人材の連携を強化し、成長可能性の高いビジネスアイデアやシーズに対する徹底したハンズオン支援を行うことを通じ、優秀な企業支援人材の育成、成功事例やノウハウの共有・周知を行うことにより、成長する創業、ベンチャーの創出を促進するための措置を講じた。【24 年度補正：7.3 億円】（継続）

7. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたものを通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の 8 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。2013 年度に創設した。

8. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構における財務基盤の強化やベンチャー投資事業部門の新たな創設などによるベンチャー企業への支援の円滑化や、日本政策投資銀行や商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を強化した。あわせて、個人投資家からの資金調達の円滑化や、民間企業のベンチャー投資を促すための環境整備に取り組んだ。また、資金調達時の個人保証の見直しなど、起業家の再チャレンジを促す仕組みを強化した。

9. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や 30 歳未満の若者、55 歳以上の高齢者のうち、開業して概ね 7 年以内の者を対象に、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）による優遇金利を適用する融資制度である。1999 年の制度創設から、2013 年 12 月末までに、114,259 件、5,837 億円の融資を実施している。また、平成 25 年度において、貸付企業の対象年限を拡充し、運転資金の貸付利率を引き下げた。

10. 新事業育成資金（グローバル展開志向創業支援関連）【財政投融資】

高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者を対象に、日本公庫による優遇金利を適用する融資制度である。平成 23 年 12 月の制度創設から 2013 年 12 月末までの融資実績は、13 件、5.2 億円となった。

11. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の 1/2 以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド組成数 89 件、累積投資額 1,470 億円、累積投資先企業数 2,271 社に至った（平成 25 年 3 月末現在）。

また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド組成数 53 件、累積投資額 684 億円、累積投資先企業数 522 社に至った（平成 25 年 3 月末現在）。

12. 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。平成 25 年度（平成 25 年 10 月末現在）は、1,518 件の計画が承認された。

13. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、平成 25 年 12 月に成立した産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行うスキームを構築した。

14. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融资】

日本公庫が、いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して低利融資制度を実施した。平成 25 年度は女性・若者・シニアの再チャレンジ者への金利深掘り等の拡充を行うこととした。

第 2 節 事業承継支援

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成 21 年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成 26 年 1 月末までに、相続税に係る認定を 508 件、贈与税に係る認定を 284 件実施した。

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）の拡充【税制】

平成 25 年度税制改正において、事業承継税制の適用要件等の一部を見直すことが決定し、一部を除き平成 27 年 1 月以後の相続、遺贈又は贈与から適用されることとなった。主な改正内容は以下のとおりである。

（1）後継者は、現経営者の親族に限定されていたが、親族外承継も適用対象と

なった。

- (2) 雇用の 8 割以上を「5 年間毎年」維持する要件について、雇用の 8 割以上を「5 年間平均」で評価することとなった。
- (3) 要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要となるが、利子税の税率が引き下げられる（現行 2.1%から 0.9%へ。平成 26 年 1 月から。）とともに、承継から 5 年を超えての打ち切りの場合には 5 年間の利子税が免除されることとなった。
- (4) 民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、猶予税額を一部免除されることとなった。
- (5) 贈与税の納税猶予制度の適用要件のうち、現経営者が贈与時に役員を退任するとの要件について、贈与時に代表者を退任するとの要件に改められた。
- (6) 納税猶予制度の利用の前に、経済産業大臣の事前確認を受ける必要があったが、事前確認を受けていなくても制度利用が可能となった（平成 25 年 4 月から。）。

3. 事業引継ぎ支援事業【25 年度予算：7.6 億円】

47 都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に「事業引継ぎ支援センター」を設置した。「事業引継ぎ支援センター」については、平成 26 年 3 月末現在、北海道、宮城、東京、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、愛媛、福岡の計 10 か所に設置済みである。

4. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施している。平成 26 年 1 月末現在の投資残高は、2,286 社、757 億円となった。

5. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業の経営改善・体質強化の支援を促進するため、監督方針等に基づき、金融機関による新規融資や経営改善・事業再生支援等への取組状況を重点的に検証するとともに、先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組を公表・周知した。先進的な取組や広く実践されることが望ましい取組については、定期的に公表・周知することとしている。

6. 事業承継融資【財政投融資】

日本公庫において、事業承継に要する資金（株式・事業用資産の買取資金等）を必要とする中小企業及び代表者個人に対する低利融資を実施した。

7. 地域経済活性化支援機構【25年度予算：30.0億円、補正：30.0億円】

平成25年3月、地域における再生現場や地域活性化の担い手の支援能力の向上を図るべく、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」へ抜本的改組・機能拡充し、業務開始。平成26年1月現在、再生支援決定10件、専門家派遣9件、ファンドへの出資3件の実績をあげている。

8. 中小企業再生支援協議会【25年度予算：43.4億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成25年4月から●月末までの実績は、相談件数●件、再生計画の策定完了件数●件となり、制度発足時から平成25年●月末までの実績は、相談件数●件、再生計画の策定完了件数●件となった。より多くの中小企業・小規模事業者を支援するための機能強化として、中小企業再生支援協議会に対し人員体制の拡充、再生計画支援を行うにあたり資産査定（デューデリジェンス）及び計画策定支援を行う専門家に対する謝金の一部補助を実施した。なお、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の施行に伴い、中小企業再生支援全国本部（中小機構に設置。）において、①中小企業・小規模事業者に対する事業再生等の個別支援、②各地の中小企業再生支援協議会での中小企業再生支援業務の実施状況を評価し、その結果を経済産業大臣に報告するための人員体制の拡充等を図った。

9. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成の促進に取り組んだ。

平成26年3月末までに43件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,334億円にであった。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成26年●月末までに●社、約●億円にであった。

10. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業・認定支援機関等研修事業
【平成 25 年度予算：1.2 億円の内数】

自ら経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップ等を実施した。当該計画策定支援やフォローアップ等を実施するに当たって、当該認定支援機関能力強化のための研修や中小企業・小規模事業者が計画策定する際に要するデューデリジェンス（調査分析）、計画策定支援及びフォローアップを行う専門家に対する謝金の一部補助（2/3）を実施した。

11. 経営継承円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、平成 26 年 1 月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を 67 件実施した。

12. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

第3章 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

<行動計画の内容>

多くの中小企業・小規模事業者は、長らく大企業の下請けとして企業活動を行ってきた。ただし、大企業の業態変化や海外展開が進んでいくことで、中小企業・小規模事業者自身が商品開発から市場開拓まで一貫して行う必要が生じている。

特に、今後将来にわたって成長が期待できる分野である環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等の分野に中小企業・小規模事業者が参入していくためには、技術開発支援の方向性を変えていくとともに、国際認証や許認可手続きといった参入障壁のハードルを下げていく必要がある。

また、新分野展開を促進するためには、大企業や異業種企業も含めた企業間連携をより一層推進していく必要がある。企業間連携はお互いの弱みを補完するだけではなく、強みの相乗効果を生み出し、企業にとって新しい分野への進出を後押しする。併せて、適切な担い手の確保・育成が必要不可欠である。

<国のアクション>

- 大企業の下請生産技術を前提とした中小ものづくり高度化法の22技術分野を見直し、医療、環境分野などの成長分野に中小企業が直接参入しやすくする。
- 国際認証の取得に向けた業界経験者等の長期派遣や相談支援、支援機関、ITポータルサイト等を通じた情報提供を強化する。また、中古設備も含めた専用設備等の導入を支援する。
- 中小企業と医療機関等との連携を支援する専門家の派遣と育成、薬事相談・申請費用の支援などにより、中小企業による医療機器開発・審査に係る費用低減と期間短縮を進める。
- 「企業間連携促進会議」の設置や支援ポータルサイト・展示会の活用等により、大企業や異業種企業とのマッチングの場の整備と連携を促進する。
- 地域の核となる人を発掘し、情報交換や交流の場を設けることにより、新分野展開に重要となる知識の共有と人的ネットワークの構築を図る。
- 小規模な事業者の活用を念頭においた新商品開発に対する補助金制度を拡充する。
- 下請中小企業の連携による取引先の自立的な開拓の取組等に対する補助金制度を拡充する。
- 優れた技術・技能を有する外部人材を活用することで、ものづくり現場における技術・技能の継承を地域が一体となって支援するとともに、優秀な人材を確保するための職場実習（インターンシップ）の支援を行う。

【具体的施策】

第1節 技術力の強化

1. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、認定された中小企業に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や日本公庫による低利融資などの支援を実施した。

【実績】（2013年度）※2014年1月31日時点

- ・ 特定研究開発等計画の認定：541件（累計4,264件）
- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業の新規採択件数：112件
- ・ 融資実績：23件（累計597件）

2. ものづくり中小企業連携支援事業【25年度予算：118.7億円】

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術（鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の22技術：平成26年2月10日に精密加工、立体造形等の11技術へ改正）の高度化等に向け、中小企業等から成る共同研究体が行う研究開発から試作までの取組を支援した。平成25年度においては、112件の認定計画に従って行われる取組を採択した。

(2) グローバル技術連携支援事業

中小企業の海外への展開を図るため、ニッチ分野等の世界市場獲得を目指す中小企業の共同体が、オンリーワン技術獲得や技術流出防止等のために取り組む試作品開発やその販路開拓等を支援した。平成25年度の採択件数は5件であった。

(3) 地域中小企業イノベーション創出補助事業

地域の中小企業、大学、高等専門学校及び公的研究機関等が共同で、実用化技術の事業化に取り組む実証研究を支援した。平成25年度においては、12件の取組を採択した。

3. 新製品・新技術の試作開発や販路開拓等に取り組む中小企業への低利融資

【財政投融資】

中小ものづくり高度化法に規定する特定ものづくり基盤技術を活用し、新製品・新技術の試作開発及び当該試作開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者に対し、事業計画の審査により日本公庫が低利融資を実施した。2013年度は38件（累計317件※2014年1月末時点）の融資を実施した。

4. 中小企業技術革新挑戦支援事業【25 年度予算：0.4 億円】

中小企業者が、自社の有する技術及び技術シーズを用いて国等における技術開発課題が解決可能であるかどうかやその事業性に関して探索研究・実証実験（F/S）を行うことを支援。本事業により、国等の特定補助金等への中小企業者等の参加機会の拡大及び研究開発成果の事業化の拡大を図った。平成 25 年度は、厚生労働省「障害者自立支援機器等開発促進事業」と連携し、13 件の F/S を実施した。

5. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業・小規模事業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の 12% 相当額の税額控除ができる措置を引き続き講じた（税額控除限度額は当期の法人税額の 20% から 30% に引き上げた（平成 26 年度末まで））。上記に加え、要件を満たす場合において、試験研究費の増加額の 5% を税額控除できる制度又は平均売上金額の 10% 相当額を超える試験研究費の額の一定割合を税額控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は当期の法人税額の 10% を上限）を引き続き講じた。

6. ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業【25 年度補正：1,007 億円】

平成 24 年度補正予算において 1,007 億円を措置し、きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、認定支援機関等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援した。平成 25 年度においては、10,516 件の取組を支援した。

7. 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業【25 年度補正：1,400 億円】

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援した。

第 2 節 販路開拓支援

1. 小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業【25 年度補正：12.5 億円】

小規模事業者等のニーズに対応した施策情報の提供等のための経営診断の統合データベースの整備、IT を活用した販路開拓促進のための e-learning やオンライン相談、海外販路開拓のためのホームページの外国語化、代金決済システム

の構築等の支援に着手した。

2. 地域力活用新事業創出支援事業【25 年度予算：14.6 億円】

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：101 件、本体事業（1 年目：87 件、2 年目：37 件））に対し、幅広い支援を行った。

4. 地域力活用市場獲得等支援事業【25 年度補正：121.0 億円】

地域経済の下支えとともに、消費税率の引き上げを見据えた体質強化を図ることを目的とし、中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービス開発、内外販路開拓、海外共同現地進出、統合財務管理ソフトの開発・導入等を支援した。具体的には、新商品・新サービス開発では 462 件、海外共同現地進出支援事業で 90 件支援するなど、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援した。

5. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【25 年度予算：185.0 億円の内数】

中小機構が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等や、魅力ある隠れた地域産品等について、展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。中小企業総合展①においては 447 社が出展し、54,119 人が来場した。

6. 販路開拓コーディネート事業【25 年度予算：185.0 億円の内数】

新事業活動促進法に基づいて経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対し、中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が新たな市場開拓につなげるための支援を行った。具体的な取組として、開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取次ぎを行い、新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までの支援を行った。平成 25 年度（平成 26 年 1 月末現在）は 113 件の支援を行った。

7. 販路ナビゲーター創出支援事業【25 年度予算：185.0 億円の内数】

中小機構が、豊富なネットワークを有する企業 OB 等を販路ナビゲーターとして登録し、販路紹介や販売代行業務等につなげるための中小企業と販路ナビゲーターとのマッチングの機会を提供した。中小機構主催のマッチングイベントであるマッチングプレゼンテーションを実施するとともに、都道府県等中小企業支援センター主催のマッチングイベントへの販路ナビゲーター派遣等

を実施し、平成 25 年度（平成 26 年 1 月末現在）は、291 社を支援した。

第 3 節 新分野・新事業展開、異業種連携

1. 中小企業技術革新制度（SBIR 制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力を PR するデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。

2. 小規模事業者活性化事業【25 年度予算：30.0 億円】

小規模事業者が認定支援機関たる金融機関等と連携して行う新商品・新サービスの開発、販路開拓の取組に対し、補助金による支援を行った。平成 25 年度においては、1,518 件の採択を行った。

3. 新事業創出支援事業【25 年度予算：185.0 億円の内数】

中小機構の全国 10 支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法の枠組みにより、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。平成 25 年度（平成 26 年 1 月末現在）の支援件数は 15,456 件であり、内訳は、支援事務局における窓口相談 2,851 件、事業者の認定計画をサポートするブラッシュアップ支援 3,540 件、販路開拓支援等のフォローアップ支援 9,065 件である。

4. 課題解決型医療機器等開発事業【25 年度予算：30.5 億円】

優れたものづくり技術を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関等との医工連携による医療機器の開発・改良について、臨床評価、実用化までの一貫した取組を実施した。平成 25 年度は平成 23、24 年度からの継続分とあわせて 52 件の医療機器開発案件を支援した。

第4節 下請脱却支援

1. 下請代金法の運用強化【25年度予算：5.8億円の内数】

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。また、平成25年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施した。加えて、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための専用フォーム「中小企業取引相談目安箱」を中小企業庁のホームページ内に設置し、下請代金法違反に関する情報収集を強化し、これまで以上に、下請代金法の厳格な運用に努めた。さらに、11月に実施した「下請取引適正化推進月間」においては、「過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者」等を対象に、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役（約20万社）及び関係事業者団体代表者（645団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長代理委員の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。

2. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【25年度予算：5.8億円の内数】

全国48か所に設置した下請かけこみ寺において、中小企業の取引に関する相談に対応した（平成25年度の相談件数は〇,〇〇〇件、無料弁護士相談〇〇〇件）。また、下請代金法の違反行為を未然に防止するための講習会を開催した。親事業者の調達担当者を対象とした講習会を〇〇〇回開催し、下請代金法及び下請振興法の一層の周知を図ったほか、全国8会場で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等の推進のためのガイドライン）について、平成25年度は、建設業トラック運送業を除いた14業種において、消費税の円滑な転嫁に向けた改訂を実施し、16業種のガイドラインの説明会を〇〇〇回開催した。

3. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【25年度予算：7.0億円の内数】

改正下請中小企業振興法（平成25年9月20日施行）に基づき、取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対する補助金により支援を実施した。

4. 下請中小企業の振興

下請中小企業の振興を図るため、以下の事業を実施した。

①下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【25 年度予算：0.5 億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）（<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>）」により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の企業間取引の受発注情報の提供を行った。平成 25 年 3 月末現在の登録企業数は〇〇, 〇〇〇社である。また、新たな販路開拓を支援するため、緊急広域商談会を 9 会場で開催した。

②下請事業者への配慮要請等【25 年度予算：5.8 億円の内数】

下請振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について、講習会等で周知を図った。加えて、下請事業者への配慮等を行うよう、平成 25 年 11 月 22 日に関係事業者団体（745 団体）の代表者宛てに要請文を发出した。

第 5 節 技術・技能の伝承

1. 小規模事業者等人材・支援人材育成等事業【25 年度補正：3.1 億円】

認定支援機関の支援事例等の調査等を通じ、他の認定支援機関のモデルとなる優良な取組を選定し、事例を取りまとめて広く認定支援機関等に共有することにより、認定支援機関の更なる質の向上を図ると共に、中小企業・小規模事業者自身が認定支援機関を評価した上で最適な支援機関を選定できる体制の整備を図ることとした。また、ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材が、技術・技能の継承に係る講習を受ける際の費用や、現場において技術・技能の継承の指導を受ける際の費用の一部を補助することとした。さらに、地域人材育成コーディネーターを核とする「地域人材育成コンソーシアム」を組成し、複数の中小企業・小規模事業者間での出向や共同研修の開催等の実証を行うことで、地域の企業における人材育成を推進することとした。

2. ものづくり小規模事業者等人材育成事業【25 年度予算：3.5 億円】

ものづくり人材を育成するため、優れた技術・技能を有するものを指導者として活用し、ものづくり小規模事業者等における技術・技能の継承を支援した。平成 25 年度においては、92 件の取組を支援した。

第4章 海外に打って出る

<行動計画の内容>

地域に根付く中小企業・小規模事業者の更なる販路開拓のためには、海外需要の獲得も重要である。“ちいさな企業”成長本部でも、積極的に海外に打って出る力強い声が多く聞かれた。国内とは言語・商習慣が異なる海外に進出することは、経営資源が限られている中小企業・小規模事業者にとってリスクが高く、企業経営を左右する課題となっている。また、中小企業・小規模事業者の現地活動の拡大、新たな業態による海外展開により、今まで以上に多様な支援ニーズが生まれてきている。

中小企業・小規模事業者は、積極的に海外需要を獲得することを目指し、支援機関と国は、ビジネスマッチングなど一層の広がりや深化を持った海外展開支援を行っていく。

<国のアクション>

- 企業等 OB 人材を活用し、海外展開を目指す企業をハンズオンで一貫支援する体制を拡充・強化し、新たに1,000社支援する。
- 認定支援機関（金融機関等）への研修を通じ、国内相談窓口を強化するとともに、支援機関が連携し、有望企業を積極的に発掘・支援する。
- 海外向けホームページ・決済・物流をパッケージで支援し、中小企業の情報を多言語で発信し、海外企業をターゲットにした新分野展開を促進する。
- 現在、8ヶ国・10拠点に整備中の「現地支援プラットフォーム」を他の主要拠点（先進国市場、新興国市場、生産拠点）に拡大させる。
- 法務・労務・知財問題等の専門サービス支援や万一の縮小撤退等のトラブルにも対応する。
- 中小企業官民合同ミッション等の活用を進める。
- 日本政策金融公庫が行う現地金融機関からの資金調達支援の強化を図る。

【具体的施策】

第1節 海外展開の支援

1. 中小企業海外展開総合支援事業【25年度予算：31.5億円の内数】

（独）日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）及び（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が連携して、中小企業の海外展開を支援した。具体的には、中小機構が、海外展開を目指す中小企業の裾野拡大のため、経験の少ない中小企業に対し、海外展開戦略策定支援や商品パンフレット

の外国語対応支援等海外展開に向けた準備支援を実施するとともに、多数の海外バイヤーが訪れる国内見本市における支援を実施した。また、ジェトロにおいては、広範なネットワークを活用し、中小企業に対する海外見本市への出展支援や海外バイヤーを招へいした商談会の開催、ビジネスマッチングの機会提供、海外市場等に関する各種情報の提供や現地における各種支援等を実施した。

2. JAPAN ブランド育成支援事業【25 年度予算：31.5 億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組みについて、支援を行った。平成 25 年度においては、82 件のプロジェクトを支援した。

3. 海外情報提供事業【25 年度予算：0.5 億円】

日台間の産業協力を促進するため、交流協会が行う台湾企業の情報収集・提供や日台間の企業連携のためのセミナー・商談会を支援した。

4. 新興市場開拓人材育成支援事業【25 年度予算：15.1 億円】

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、官民連携の下、研修を 1,322 人実施し、96 人の専門家派遣による指導等を支援した。

5. 貿易投資促進事業【25 年度予算：14.8 億円の内数】

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得に向け、以下 2 事業を実施した。

①インフラ受注率を高めるための、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした 24 件の研修、9 件の専門家派遣。

②中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、我が国若手人材 152 名の海外インターンシップ。

6. 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度【JICA 運営費交付金】

国際協力機構においては青年海外協力隊事業を活用し、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行うとともに、各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。

7. 海外展開資金【財政投融资】

経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施。平成 25 年度（平成 26 年 1 月末現在）の貸付実績は、859 件、235 億円であった。

8. 海外子会社の資金調達支援

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫は、新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。平成 25 年度（平成 26 年 1 月末現在）においては、19 件の保証を行った。

9. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXI がその費用を負担する措置を引き続き講じた。平成 25 年度は 256 件の利用があった（平成 26 年 1 月 15 日現在）。

10. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、平成 25 年度は全国 12 か所で NEXI が主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などに NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った（派遣数は 66 件）。

11. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、平成 23 年 12 月に地方銀行 11 行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。平成 24 年度の 18 行追加に加えて、平成 25 年度は新たに 20 行と提携し、計 49 行にネットワークを拡大した。両者が提携して全国的なネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険へのアクセス改善等、利便性の向上を図った。

12. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法が求める安全保障上懸念のある貨物の輸出や技術の提供についての管理の実効性向上のため、全国各地で説明会を約 70 回開催した。その他、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業等と連携した専門家

派遣等を通じ、大量破壊兵器等の開発等に転用可能な製品・技術を有する中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援した。

13. BOP ビジネスの推進【ジェットロ交付金】

BOP ビジネスを推進するために、ジェットロに相談窓口を設置した。月平均で約 20 件を超える個別相談に対応し、企業個別の事業フェーズに応じた支援（ニーズ調査や試行展開等）を提供した。また、現地コーディネーターを、インド、インドネシア、バングラデシュ、ケニア、ナイジェリア、ペルー等の 11 か所に配置し、支援体制を強化した。さらに、視察ミッションや試験販売を実施し、BOP ビジネスへの参入を促進した。

14. ODA を活用した中小企業等の海外展開支援【25 年度予算：20.0 億円】

ODA による途上国支援に貢献する優れた製品・技術等を有する中小企業等の海外展開を、途上国におけるニーズ調査、事業計画の立案支援、途上国政府関係機関における試用・導入の働きかけにより支援し、平成 25 年度は、51 件の事業を採択した。

15. 中小企業海外高度人材育成確保支援事業【25 年度予算：0.6 億円】

中小企業・小規模事業者の優秀な現地人材の確保のため、タイ、ベトナム、インドネシアの大学・高専等との連携による現地でのジョブフェアを 5 回、企業文化講座を 17 校において実施した。

16. 中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家派遣事業【25 年度補正：15.0 億円】

新興国進出に取り組もうとする中堅・中小・小規模事業者に対し、新興国でのビジネス経験・ノウハウが豊富な企業 OB 等のシニア人材を派遣し、事業リスクの高い新興国への進出支援を行った。

17. 中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力【25 年度予算：25.0 億円、補正：6.0 億円】

途上国の経済社会開発に必要な物資の輸入のための資金を途上国政府に無償で供与する ODA 事業で、我が国の中小企業の製品を途上国に供与。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト（個別の商標名のリストではない）を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与。途上国で当該製品が使われることで、認知度の向上などの効果も期待できる。平成 25 年 10 月から対象

国に対する要望調査を実施し、また、同年 12 月からは対象国に対する供与を実施した。

18. 中小企業の製品・技術を活用した民間提案型普及・実証事業【25 年度予算：20.0 億円、補正：22.0 億円】

ODA による途上国支援に貢献する優れた製品・技術を有する中小企業の海外展開を、途上国政府関係機関に対する製品・技術の普及・実証を図ることで支援し、平成 25 年度は 40 件の事業を採択した。

19. 中小企業・小規模事業者海外展開支援事業【25 年度補正：8.0 億円】

（独）日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という）及び（独）中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングや ASEAN 等での展示会・商談会の開催などを通じて、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や移転・撤退等を支援することとした。また、中小機構において、認定支援機関などの民間支援機関に対する海外展開支援研修や、優れた支援機関へのインターンシップによる実践的な支援ノウハウの習得を図る研修を実施することとした。

第5章 東日本大震災への対応・消費税転嫁対策等の重要課題

【具体的施策】

第1節 東日本大震災に係る中小企業対策

1. 東日本大震災復興特別貸付【25年度予算：805.0億円、補正：325.0億円】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、低利の「東日本大震災復興特別貸付」を実施している。平成25年度においては、被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を被災地に重点化して、継続的に実施した。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設し（平成23年8月22日より措置）、平成24年度も引き続き実施した。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成26年3月31日までの貸付実績は、●●件、●●兆円であった。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を行った。平成25年4月から平成26年1月末までに、マル経・衛経融資合わせて●●●件、●●億円の融資を実施した。

3. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、従来の保証とは別枠で利用できる「東日本大震災復興緊急保証」を実施しており、平成25年度においては、被災地の復旧・復興をより一層加速化させていくため、対象地域を被災地に重点化している。（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成26年●月末までの保証承諾実績は、●件、●兆円であった。

4. 災害関係保証の実施

東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業に対して、信用保証協会

が一般保証とは別枠（セーフティネット保証とは同枠。）で保証を実施した（100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。平成 26 年●月末までの保証承諾実績は、●件、●億円であった。

5. 小規模企業者等設備導入資金貸付の償還期間延長等

東日本大震災に対処するため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号、以下「東日本大震災特財法」という）第 129 条により、震災で著しい被害を受けた者について、平成 23 年 3 月 11 日以降の制度利用にかかる償還期間を 7 年から 9 年に延長するとともに、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」により、東日本大震災特財法第 129 条による者が設備復興のために設備導入資金事業を利用し金銭消費貸借契約を締結する場合は、当該事業者に係る印紙税の免税措置を講じた。

6. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

福島県及び経済産業省は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故で甚大な被害を被った中小企業等を支援するため、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期、無利子、無担保で融資する制度を実施した。平成 25 年度においては、警戒区域等の見直しが完了したことを踏まえ、避難指示解除後の当該区域への帰還を促進し復興の加速化を図るため、「特定地域中小企業特別資金」制度の拡充を行った。

本制度の実績については、県内移転先での事業継続・再開向け融資が 539 件、114.2 億円（平成 23 年 6 月 1 日～平成 26 年 2 月末）、解除区域等での事業継続・再開向け融資が 231 件、16.2 億円（平成 23 年 11 月 25 日～平成 26 年 2 月末）であった。

7. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援【25 年度予算：31.3 億円】

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者の再生支援を強化した。各県の産業復興相談センターにおいては、平成 26 年 3 月末までに●件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは●件となった。主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意した案件は●件、うち債権買取は●件となった。

8. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成 24 年 3 月 5 日の業務開始以来これまでに〇〇件の相談を受け付けており、そのうち〇〇件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（平成 26 年 3 月末現在）。

9. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故により経営に支障を来した中小企業・小規模事業者が、産業復興相談センターを活用して事業再建に取り組む際、相談や調整等を行っている間に旧債務の利子負担が累積し、再建が困難になることのないよう旧債務に係る利子相当額を補給する制度を平成 23 年度に創設し、平成 25 年度も引き続き実施した。平成 25 年度の実績は、●件、●億円であった。

10. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施【23 年度 3 次補正：100.5 億円】

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の 10%を補助した。

11. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【25 年度予算：250.0 億円、補正：204.0 億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が 1/2、県が 1/4 を補助

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が 1/2 を補助

を実施し、被災された中小企業等のグループ、事業協同組合等の施設の復旧・整備、修繕に対し、約 454 億円の支援を行った。

12. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【25 年度予算：30.0 億円】

東日本大震災の被害を受けた中小企業・小規模事業者が早期に事業再開できるよう、中小機構が仮設工場、仮設店舗等を設置し、自治体を通じて事業者

原則無償で貸し出しを行う事業を実施。6 県 52 市町村において、555 箇所の工事が完成した（平成 26 年 2 月 21 日時点）。

13. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行った。

14. 高度化貸付の債権放棄・償還猶予・返済期限の延長

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、高度化貸付の既往債権について債権放棄を含めその整理を円滑に進めるとともに、償還猶予や返済期限の延長について、対象の拡充、要件の緩和、手続きの簡素化を行った。

15. 軽トラックを活用した仮設住宅等への移動販売事業【25 年度予算：3.0 億円】

仮設住宅等の被災者の買い物環境を整備するため、また、東日本大震災により既存の販売先を失うなどした中小企業者の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、被災地域に約 100 台の移動販売車両（軽トラック）を配備し、中小企業者に貸出しを行うことにより、中小企業者が行う仮設住宅での販売や各種イベント等での販売を支援した。

16. 事業復興型雇用創出事業【25 年度補正：448.0 億円】

被災地で安定的な雇用を創出するため、将来的に被災地に雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に産業政策と一体となった雇用面での支援（雇入れにかかる費用（職業訓練・雇用管理等含む。）として助成。）を行う。

17. 起業支援型地域雇用創造事業

依然として厳しい雇用情勢が続く中、失業者を事業の対象とし、工場の閉鎖等により雇用情勢が著しく厳しいと都道府県が認める地域などにおいて、地域の産業・雇用振興策に沿って、雇用創出に資する事業を民間企業、NPO 等へ委託し、失業者を雇い入れて実施した。

18. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

19. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

20. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【25 年度予算：5.8 億円】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、平成 25 年度においても東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込んだ。また、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために、以下の施策を実施した。

- (1) 平成 25 年 6 月 25 日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、人口 10 万人以上の市の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請した。
- (2) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を 7 月から 8 月にかけて 51 回開催した。
- (3) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体の機関及び商工関係団体等に配布した。

21. NEXI による対応

被災者支援として、NEXI では平成 23 年 4 月より、罹災した中小企業を対象とした ①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。また、相談窓口を NEXI 内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じた。

22. 外国政府・産業界向け説明会の開催

経済産業省、外務省、ジェトロ等の関係省庁及び機関が連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応や、国内のモニタリング及び食品・鉱工業品の安全確保等に関する我が国の取組についての説明会等を国内外で実施した。

23. 被災者雇用開発助成金【25 年度予算：411.3 億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して 1 年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対

して、助成金を支給した。また、対象労働者を 10 人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せした。

24. 日本再生人材育成支援事業（被災地復興建設労働者育成支援奨励金）【25 年度予算：500.0 億円の内数】

被災地の復興に必要な建設人材を育成するため、被災三県に事業所を有する建設事業主が建設技術・技能の取得に資する訓練を労働者に受講させた場合に、事業主が負担した訓練経費及び受講に際して負担した宿泊費について助成した。なお、制度創設の平成 25 年 1 月から平成 25 年 12 月末までの受給資格認定申請数は 768 件となっている。

25. 放射線量測定指導・助言事業【25 年度予算：0.6 億円】

工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言（原則として、工業製品等の表面汚染測定又は各種分析等に基づく指導・助言及び同測定に関する情報提供等）を行い、被害の実態把握及び分析を実施した。

26. 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業【25 年度予算：2.0 億円】

被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓（ビジネスマッチング、商品開発）を支援した。平成 25 年度から原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた福島県及び津波浸水地域に限定した。

第 2 節 消費税転嫁対策

1. 消費税転嫁円滑化等支援情報システム開発事業【25 年度補正：5.0 億円】

中小企業・小規模事業者等が、消費税増税後も取引を適正化し、事業機会を拡大しつつ、雇用の維持や賃金上昇に寄与するため、取引適正化情報システムの開発、支援ポータルサイト「ミラサポ」の機能強化及び IT クラウドを用いたビジネスマッチング等を実現するためのシステム構築の実証を行った。

2. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【25 年度補正：20.0 億円】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、平成 25 年 10 月より「消費税転嫁対策室」を設置、全国に 474 名の転嫁対策調査官を配置し、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。また、消費税の転嫁の実態を把握するため、公正取引委員会と合同で 15 万事業者を対象に書面調査を実施し、結果を踏まえた要請文

書を発出、さらに、立入検査等を実施した。

3. 消費税転嫁対策窓口相談等事業（取引先いじめ防止対策事業）【25 年度補正：29.6 億円】

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を実施している。

第 3 節 審議会等における政策の検討等

1. “ちいさな企業” 成長本部の開催

中小企業・小規模事業者の成長を実現していくため、経済産業大臣を本部長として平成 25 年 2 月に“ちいさな企業” 成長本部を設置。中小企業・小規模事業者、支援機関などの方々から「生の声」を伺い、①地域のリソースの活用、②新陳代謝の促進、③成長市場への参入、④国際展開支援の 4 つを柱とする「行動計画」を同年 6 月に取りまとめ、政府の成長戦略である「日本再興戦略」にも反映させた。また、「行動計画」策定後、その着実な実行のため、フォローアップ会合を開催した。

2. 「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」の施行

中小企業・小規模事業者の約 9 割を占める小規模企業は、経営資源が脆弱なため、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。他方、小規模企業は地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有している。このため、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、施策を集中して講ずることが急務となっている。

そのため、8 本の法律改正等を行う「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」を平成 25 年 9 月に施行した。本法律のポイントは、主に以下となっている。

①中小企業基本法の基本理念に、小規模企業の意義として「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与する」ことを規定するとともに、その意義を踏まえた施策の方針を明確化。（中小企業基本法の改正）

②特定の業種について、小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができる規定を設けることで、業種の実態を踏まえた対応をとれるようにする。（中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の

支援に関する法律の改正)

- ③信用保証協会の信用保証の対象に、電子記録債権を活用した資金調達を追加する。(中小企業信用保険法の改正)
- ④ITを活用して、国や都道府県等による支援策や専門家・ビジネスパートナーに関する情報の提供等を行う者の認定制度を設ける。(中小企業支援法の改正)
- ⑤下請中小企業同士が連携して、自立的に取引先を開拓する計画を国が認定し、支援する措置を設ける。(下請中小企業振興法の改正)
- ⑥民間金融機関が実施している債務の株式化(DES)を日本政策金融公庫等も行えるよう、公庫の業務に追加する。(株式会社日本政策金融公庫法、沖縄振興開発金融公庫法の改正)

また、平成25年12月には上記②を受けて、「小規模企業の範囲を弾力化する政令」を制定した。これにより、「中小企業信用保険法」、「小規模企業共済法」、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の3法の対象となる小規模企業者に、宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者が含まれることとなる。

3. 小規模企業基本政策小委員会

小規模事業者の振興のための「基本法」の制定及び小規模企業振興の新たな政策を検討するため、「中小企業政策審議会」に「小規模企業基本政策小委員会」を設置。平成25年1月末に本小委員会のとりまとめを行い、報告書をまとめた。

4. 「小規模企業振興基本法案(小規模基本法案)」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小規模支援法案)」の閣議決定

前年度の通常国会において、8本の関連法案を一括で改正する「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(小規模企業活性化法)」が成立したが、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、小規模企業活性化法をさらに一歩進める観点から、中小企業政策審議会の下に小規模企業基本政策小委員会を設置し、平成25年9月より平成26年1月にかけて、7回にわたり審議を行い、その取りまとめ内容を答申した。

これらの議論内容を踏まえ、小規模企業の振興に関する施策について新たな施策体系を構築する「小規模企業振興基本法案(小規模基本法案)」及び小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援するための体制を整備する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小規模支援法案)」を平成26年3月に閣議決定し、国会に提出した。

第4節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【25年度補正：1,350億円の内数】【財政投融资】

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成24年度補正予算で、経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設し、平成25年度の貸付実績は、●●件、●●兆円であった。また、平成25年度補正予算では金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者に対して、別枠3億円（日本公庫（中小企業事業）、別枠4,000万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施する金融環境変化対応資金についても経営支援と合わせた制度を創設し、平成25年度の貸付実績は、●●件、●●兆円であった。

2. 金融機関等による貸付条件の変更及びコンサルティング機能の発揮の促進等

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、平成25年3月に改正した金融検査マニュアル・監督指針に基づく検査・監督により、金融機関の円滑化遂行の態勢の状況を検証するほか、金融機関による中小企業等への貸付条件の変更等や円滑な資金供給に向けた積極的な取組を確認していく。また、貸付条件の変更等の実施状況について、金融機関は自主的な開示を行う。

さらに、金融機関が中小企業等に対する経営支援等に積極的に取り組むよう促すため、平成25年3月に関連府省令等を改正し、経営支援等の取組状況を公表するよう義務付けている（平成24年度の開示から適用。）。

3. 資本金劣後ローンの推進【25年度予算：455.0億円】【財政投融资】

資本金劣後ローンとは、新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本金資金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化するものである。平成24年度補正予算において、日本公庫（中小企業事業）では拡充を行い、日本公庫（国民生活事業）では同制度を創設し、さらに平成25年度補正予算においては日本公庫（国民生活事業）

で拡充を行った。その結果、平成 25 年度における資本性劣後ローンの貸付実績は、●●件、●●兆円であった。

(注) 期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

4. セーフティネット保証 5 号

セーフティネット保証 5 号は、最近 3 か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす場合に、指定業種に属する中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである(100%保証。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。)。平成 26 年●月末までのセーフティネット保証 5 号の保証承諾実績は、●件、●兆円であった。

5. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成 26 年 1 月に創設した経営改善サポート保証を併せて活用することが可能。平成 26 年●月末までの借換保証の保証承諾実績は、●件、●億円であった。

6. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進【25 年度補正：4.0 億円】

平成 25 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構地域本部等に相談窓口を設置するとともに、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣制度を創設した。また、公的金融機関において経営者保証によらない融資・保証制度を拡充・創設した。

7. 小規模企業共済制度【中小機構交付金】

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。平成 25 年 12 月末現在で 122.5 万人が在籍しており、平成 25 年 4 月から 12 月までの新規加入者は 5 万人（うち共同経営者は 6 千人）に上った。

8. マル経融資制度【25 年度予算：36.0 億円】【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会議所、商工会、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。また、①貸付限度額の上限を 1,000 万円から 1,500 万円、②貸付期間を、運転資金は 5 年以内から 7 年以内に、設備資金は 7 年以内から 10 年以内、③据置期間を、運転資金は 6 か月以内から 1 年以内に、設備資金は 6 か月以内から 2 年以内に、それぞれ拡充する措置を引き続き実施した。平成 25 年 4 月から平成 26 年 1 月末までに、33,014 件、1,667 億円の融資を実施した。

9. 小規模企業等設備導入資金助成制度（設備資金貸付・設備貸与）

信用力や資金調達力が脆弱である小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入を促進するため、各都道府県の貸与機関を通じ、必要な設備資金の半分についての無利子貸付及び必要な設備の貸与を実施した。

10. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXI は商工中金等の関係機関と連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した付保輸出代金債権に係る保険事故後の回収義務（保険事故が発生し、保険金を受け取った後も、金銭の回収に努める義務）等の被保険者義務の一部免除等を行った。

11. 沖縄の中小企業対策【財政投融资】

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という）を活用した沖縄の中小企業対策は日本公庫が行う業務・取組の沖縄公庫の業務範囲に対応するものについては、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

12. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、平成 24 年 3 月に取りまとめた「中小企業の会計に関する検討会報告書」に基づき、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。

平成 25 年 4 月からは、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を 0.1%割り引く制度を開始した。

第5節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

中小法人に係る法人税の軽減税率（年所得 800 万円以下の部分に適用。）について、19%から 15%に引き下げる措置を引き続き講じた。

ただし、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、復興特別法人税として、法人税額に 10%の付加税が上乗せされる。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

中小企業者等の設備投資を促進し、その生産性の向上を図るため、一定の機械装置等を取得した場合に、その基準取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置を引き続き講じた。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

中小企業者等における事務負担の軽減等を図るため、中小企業者等が 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合において全額損金算入（合計年 300 万円を限度。）を認める措置を引き続き講じた。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

当期の事業年度に生じた欠損金については、一定期間内に限り、翌期以降の事業年度の所得金額から繰越欠損金として控除することができる。また、中小法人の当期の事業年度に生じた欠損金について 1 年間の繰戻還付を受けることができる措置を引き続き講じた。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

平成 25 度税制改正により、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進し、これらの産業の活性化を図るために、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が経営改善に関する指導及び助言を受け、その指導及び助言を受けて一定の金額以上の建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置を創設した。

6. 交際費等の損金不算入の特例

平成 25 年度税制改正により、中小法人が支出した交際費等について 600 万円を上限としてその 90%の損金算入を認める措置について、定額控除上限を 600

万円から 800 万円に引き上げるとともに、定額控除上限までの損金不算入措置（10%を損金不算入とする措置。）を廃止した。

7. 産業競争力強化法に基づく創業や中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置【税制】

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合において、創業者が当該認定計画に位置づけられた特定創業支援を受け、株式会社を設立する際には、登記にかかる登録免許税を半減にする措置を講じた。また、産業活力再生特別措置法にもとづき、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた事業者に対して、会社の設立・不動産の取得等にかかる登録免許税の軽減措置を実施していたが、産業競争力強化法の施行に伴い、軽減措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長した。

第 6 節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小機構交付金】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権が回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。2013 年 12 月末現在で 34.8 万社が在籍しており、2013 年 4 月から 12 月までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、2.8 万社、86 億円に上った。

2.

3. 経営安定特別相談事業【25 年度予算：0.4 億円】

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において倒産防止に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

4. 中小企業 BCP 普及の促進【財政投融资】

BCP を中小企業・小規模事業者により普及・定着させるため、新たに BCP 運用の経営効果を評価する方策等を策定するとともに、普及支援体制の充実を図る

ため、中小企業関係団体等が実施する支援担当者向け BCP 研修・セミナーを支援した。また、日本公庫が実施する BCP 融資制度について、中小・小規模事業者が地域と連携し、BCP と地域防災への協力を一体として取り組む場合に、融資対象の拡大や金利の優遇などの拡充措置を講じた。

〔融資実績〕（平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月）：件数 81 件、74.0 億円（うち新設制度 2 件、2.5 億円）

5. ダumping輸入品による被害の救済【25 年度予算：0.5 億円】

貿易救済措置のうち AD 措置は、他国企業から我が国に不当に安い価格で輸入されること（ダumping輸入）により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。インドネシア産カットシート紙及び南アフリカ、中国及びスペイン産電解二酸化マンガンについて AD 調査を実施し、前者については課税しないことを、後者については課税期間を延長することを決定した。また、中国産トルエンジイソシアナートについて AD 調査を開始した。この他、企業への説明会や WTO 協定整合的に AD 調査を行うための調査研究を実施した。

第 7 節 官公需対策

1. 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定【25 年度予算：5.8 億円の 内数】

官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標比率等を策定するものであり、平成 25 年度においては、その比率を 56.6%とし、6 月 25 日に閣議決定を行った。中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための措置として、新たに原材料価格等の上昇により影響を受ける中小企業・小規模事業者への配慮、価格以外の品質や機能を評価する入札制度である「総合評価落札方式」の適切な活用及び新規開業者及び創意工夫ある中小企業・小規模事業者への配慮等を盛り込んだ。

また、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のために、以下の施策を実施した。

- (1) 平成 25 年 6 月 25 日、経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、人口 10 万人以上の市の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の契約の方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。

また、平成 26 年 2 月 6 日、「好循環実現のための経済対策（平成 25 年 12

月 5 日閣議決定)」を踏まえた平成 25 年度補正予算の成立を受け、中小企業庁長官から各府省等の長、都道府県知事及び全市区町村の長に対し、同様の要請を行った。

- (2) 地方における「契約の方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を 7 月から 8 月にかけて 51 回開催した。
- (3) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【25 年度予算：5.8 億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。平成 25 年 1 月末までのアクセス件数は 229,238 件に上った。また、平成 25 年度補正予算により、より情報収集機能・検索機能を強化し、更に小規模企業がより迅速的確に入手できるよう支援するため、新たなシステムの開発に着手した。【25 年度補正予算：〇億円の内数】

第 8 節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【25 年度予算：1.9 億円】

中小企業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、民間団体等や地方公共団体に委託し、講演会の開催、パンフレットの作成等を実施した。

第6章 業種別・分野別施策

【具体的施策】

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

(1) 農林漁業成長産業化ファンドの本格始動【産投出資、産投貸付】

株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、6次産業化に取り組む事業者への成長資本の提供と経営支援を一体的に実施した。

(2) 6次産業化ネットワーク活動交付金【25年度予算：21.7億円】

地域における農林漁業者と多様な事業者とのネットワーク構築を通じた6次産業化の取組を推進するため、取組を先導する人材の育成・派遣、ネットワークによるプロジェクトの調査・検討、プロジェクトに必要な機械・施設整備や新商品開発・販路開拓等への支援を行った。

(3) 6次産業化支援事業【25年度予算：14.4億円】

6次産業化に取り組む農林漁業者等に対し、経営の発展段階に即した個別相談等を実施するための体制整備を行うとともに、農林漁業者等による新商品開発・販路開拓等の取組や、農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備への支援を行った。

(4) 知的財産の総合的活用の推進【25年度予算：1.3億円】

知的財産を活用した地域活性化の新たなビジネスモデルの構築、知的財産の発掘・保護・活用等による新事業創出、海外における我が国地名等の第三者による商標登録の防止、農産物のDNA品種識別技術の実用化等の取組を支援した。

(5) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進【25年度予算：1.7億円】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【25年度予算：700.0億円】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【25年度予算：0.1億円】

木材製品の高付加価値化・低コスト化等を図るための設備導入等に必要な借入金の利子を助成するもので、平成25年2月までに1件の申請と3件の相談を

受けた。

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金による木材産業の体制整備への支援【交付金】

地域材の利用拡大を通じた林業・木材産業の振興、活性化を図るため、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給を行う場合に必要となる木材加工流通施設等の整備に対し支援した。

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【25 年度予算：244.2 億円の内数、22.7 億円の内数】

乳業工場の広域的な再編・合理化の更なる促進を図るとともに、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への生産集約等に対して支援した。」

(5) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、HACCP 導入のための施設・設備の整備への金融支援を行った。（食品産業品質管理高度化促進資金）

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 競争的資金等により、以下の事業を実施した。

①イノベーション創出基礎的研究推進事業【平成 25 年度予算：20.6 億円】（継続課題のみ実施）

②農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【平成 25 年度：45.8 億円】

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進した。

③民間実用化研究促進事業（新規採択は平成 22 年度で終了）

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融資】

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④乳業施設の改善、⑤水産加工業の体質強化等の推進に対して融資した。

第 2 節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、施設における物流機能の高度化の推進を行った。

2. 自動車分解整備事業の支援

自動車分解整備事業の近代化に必要な資金調達の円滑化を図るため、時自動車整備近代化資金制度の適正な活用により、債務保証及び利子補給を行った（新規貸付は平成 22 年度末で終了。）。

3. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 海上交通の低炭素化等総合事業【25 年度予算：2.6 億円】

陸上輸送と比べて環境負荷の低い内航海運・フェリーの更なる低炭素化を推進することにより、選択される環境産業への転換を図るため、船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助を行う

(2) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

(3) 船舶共有建造制度を活用した環境にやさしく効率性の高い内航船の建造促進【財政投融资】

内航海運業の活性化を図るため、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用し、スーパーエコシップ等の環境にやさしく効率性の高い船舶の建造を促進した。スーパーエコシップについては、平成 25 年 12 月末現在、23 隻が就航済みであり、2 隻が建造予定である。

4. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、経営技術の近代化に向けた講習会を全国 8 か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を全国 8 か所で実施した。【25 年度予算：0.5 億円の内数】さらに、鉄道・運輸機構による新技術の実用化に向けた支援（5 件）等を通じ、技術力の強化等に取り組んだ。

(2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する 37 の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行った。また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うため基金を設置し、補助金制度を創設した。【造船業等復興支援事業費補助金：160.0 億円】

(3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術や船舶からの CO2 を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し 34 件（うち、中

小企業の参加するプロジェクトは 15 件）の補助を行った。【海事産業関連技術研究開発費補助金：8.1 億円】

第 3 節 中小建設・不動産業対策

1. 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業【25 年度予算：1.9 億円】

中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営上の課題を支援するため、経営戦略相談窓口を設置し、中小企業診断士や公認会計士等専門家によるアドバイスを実施（相談支援）。このうち、特に新事業展開、企業再編・廃業であり、他企業に対するモデル性のある案件に関してはこれらの専門家による支援チームを組成し、経営改善計画の策定等の目標達成まで継続支援（重点支援）。

平成 25 年度においては、相談支援を拡充し、経営アドバイスと技術アドバイスを一体として実施することにより、建設企業の新事業展開等の取組に対する支援を強化。加えて、重点支援を拡充し、建設業のもつノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部を支援。

2. 建設業における金融支援の拡充

（1）地域建設業経営強化融資制度の延長

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事の請負代金債権等を担保にして資金を調達する際に、当該調達資金の金利等について助成を行う「地域建設業経営強化融資制度」について、平成 26 年度末まで事業期間を延長した。

（2）下請債権保全支援事業の延長

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、平成 26 年度末まで事業期間を延長した。

（3）建設業災害対応金融支援事業の延長・拡充

建設企業の災害対応能力の向上を図るため、国又は地方公共団体と災害協定を締結している中小・中堅建設企業等が借入・割賦により一定の建設機械を購入する際に、当該調達資金の金利について助成を行う「建設業災害対応金融支援事業」を平成 26 年度末まで事業期間を延長するとともに、助成の対象機種を 3 機種から 41 機種に拡充した。

2. 建設業の海外展開支援【25 年度予算：0.4 億円】

(1) 海外展開支援アドバイザー事業・海外展開経営塾

意欲・能力はあるが海外展開ノウハウが不足している地方・中小建設企業への支援として、専門家による海外展開支援アドバイザー事業及び地方・中小建設企業の経営者層を対象とした海外展開経営塾（計 5 回）の開催、メールマガジンの配信を実施した。

(2) 海外建設市場データベース

進出先国の市場動向等の有益な情報を一元的に提供するために構築したデータベースについて、情報提供の対象国・地域を拡大するとともに、提供する情報の種類を増やした。

3. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

4. 地域における木造住宅生産体制強化事業（地域型住宅ブランド化事業）【25 年度予算：90.0 億円の内数】

地域材等資材供給から設計・施工に至るまでの関連事業者からなるグループによる、木造の長期優良住宅の整備に対して支援を行った。

5. 不動産流通市場の整備【25 年度予算：1.0 億円】

宅建業者とリフォーム業者、インスペクション業者等の関連事業者の連携による、中古住宅流通市場活性化のための新たなビジネスモデルの検討、普及活動に対して支援を実施した。

6. 木造住宅施工能力向上・継承事業【25 年度予算：9.9 億円】

木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に対する支援を行った。

第 4 節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生関係営業対策【25 年度予算：4.3 億円】

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の振興を図るため、生活衛生営業指導センターにおいて、以下の事業を実施した。

(1) 情報化整備事業：これまで生活衛生営業指導センターで蓄積した融資関係、

統計関係等の情報を相互に利用できるネットワークシステムを運営し、適切かつ迅速に営業者に情報提供を実施した。

- (2) 後継者育成支援事業：生衛業の後継者確保に関する取組を支援するため、若年者の生衛業への就職促進を目的としたインターンシップ制を導入するためのモデル的事業を実施した。
- (3) 健康・福祉対策推進等事業：近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等感染症の発生に対応出来る体制を整えることにより、生衛業における衛生水準の維持向上を図る事業を実施した。
- (4) 相談・指導事業：経営指導員等が生衛業者に対して経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談や指導を実施した。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【25 年度予算：17.0 億円、補正：7.7 億円】【財政投融资】

日本公庫及び沖縄公庫において、振興計画に基づき営業を行う生活衛生関係営業者に対し、低利融資を行った。また、生活衛生同業組合や都道府県生活営業指導センターの特別相談員や経営指導員が経営指導を行うことによって、日本公庫が無担保・無保証人で融資を行った（衛経融資）。

平成25年度補正予算において、耐震化支援に係る融資制度の拡充など生活衛生関係営業者の資金繰りの支援のための制度拡充を行った。さらに、衛経については、平成26年1月7日から、旅館業及び興行場営業における貸付対象となる従業員数要件を従来の5人以下から20人以下に変更した。

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【25 年度予算：6.8 億円】

国内クレジット制度と J-VER 制度を発展的に統合した J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施した。また、本事業では、カーボンフットプリント（CFP）制度で「見える化」された製品の CO2 排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。本事業により、中小企業等の省エネ低炭素投資を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。

2. CO2 排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の

促進【25 年度予算：1.7 億円】

中小企業等の事業者が製品を生産する際などに排出する CO2 をカーボンフットプリント制度により算定し、当該排出量分をクレジットで相殺（オフセット）した場合に、当該製品等に専用のラベルを貼付することでカーボン・オフセット製品等の普及を支援した。さらに、ラベルを収集することで、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを構築し、消費者に環境配慮製品の購買促進を図り中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した事業活動を後押しした。本制度には 13 事業者 22 件が参加した。

3. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止設備を導入する事業者に対し日本公庫による低利融資を行う制度である。平成 25 年度においては、措置期間を平成 26 年 3 月 31 日まで延長した。

〔融資実績〕（平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月）

	件数	金額
大気汚染関連	5 件	121 百万円
水質汚濁関連	8 件	259 百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	72 件	3045 百万円
自動車 NOx・PM 法関連	12 件	331 百万円

4. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止設備についての固定資産税の課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却等の措置を講じるものであり、平成 25 年度についても、引き続き本特例を措置した。

5. エネルギー使用合理化事業者支援事業【25 年度予算：310.0 億円、補正：150.0 億円】

事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新の費用について補助を行った。また、中小企業等の取組に対して重点的に支援を行った。

6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【25 年度予算：17.0 億円】

事業者による省エネ設備の導入やトップランナー機器の設置を促進するため、事業者が民間金融機関等から融資を受ける際に、利子補給を行った。

7. 省エネルギー対策導入促進事業【25 年度予算：6.0 億円】

中堅・中小事業者等に対し、省エネポテンシャル等の導出を始めとした診断事業等を実施した。また、地方公共団体等が参加費無料で開催する省エネ等に関する説明会やセミナー等に、省エネ・節電の専門家を無料で派遣した。

8. 環境関連投資促進税制【税制】

エネルギー安定供給の確保と低炭素社会の実現を目指し、企業に幅広く利用される省エネ効果・CO2 削減効果の高い設備の取得に対する、環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）を平成 23 年 6 月 30 日に創設した。本制度においては、青色申告書を提出する個人及び法人が対象設備を取得し、かつ 1 年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の 30%の特別償却（太陽光発電設備、風力発電設備については即時償却が可能）又は 7%の税額控除（中小企業者等に限定）の選択が可能である。平成 25 年度税制改正において、熱電併給型動力発生装置においても即時償却を可能とし、一部の対象設備を追加し、さらに適用期限を平成 26 年 3 月末から平成 28 年 3 月末までに延長した。（即時償却については平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に取得等して、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合に適用可能。）

9. エネルギー使用合理化等事業者支援補助金（小規模事業者実証分）（25 年度予算：5.0 億円）

小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者における省エネルギーを推進する。平成 25 年度においては、921 件の取組を支援。

10. 地域低炭素投資促進ファンド創設事業【25 年度予算：14.0 億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成した。

11. 家庭・事業者向けエコリース促進事業【25 年度予算：18.0 億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）について、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器の普及を図った。

12. エコアクション 21

「エコアクション 21」は、中堅・中小事業者等にも取り組み易い環境経営システムとして環境省が策定したもので、平成 25 年 12 月末時点で認証・登録事業社は 8,000 を超えた。また、中堅・中小企業の CO2 削減を促進すべく、新たなプログラムを策定した。

第 6 節 IT 化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT 活用促進資金）【財政投融資】

中小企業における IT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施した。

2. 中小企業の IT 経営促進【25 年度予算：3.8 億円の内数】

IT による地域経済の活性化を目的に、企業規模や業種、地域性等多様な環境にある地域の中小企業等が実践する IT 経営（IT を活用した企業経営、新商品・新サービスの開発、企業間連携によるイノベーション創出。）を持続的に推進するため、中小企業 IT 経営力大賞の実施による成功事例の収集やポータルサイトを通じた積極的な普及等を行った。

3. 戦略的 CIO 育成支援事業【中小機構交付金】

IT を活用した経営戦略の策定等のアドバイスと CIO 候補者育成のため、中小企業・小規模事業者に対して中小機構が専門家の派遣を実施した。

第 7 節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【25 年度予算：5.7 億円】

研究開発戦略や知的財産戦略の構築を支援するために特許出願動向等について調査を行い、特許庁ホームページ等を通じて情報発信している。

平成 25 年度は、「幹細胞関連技術」等のライフイノベーション関連技術や「次世代二次電池」等のグリーンイノベーション関連技術、「熱電変換技術」等の未来開拓研究（10 年後の実用化を目指した国家プロジェクト）の関連技術等の 13 の技術テーマについて実施した。

2. 地域中小企業外国出願支援事業（外国出願費用負担の軽減）【25 年度予算：3.4 億円】

中小企業者の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業センタ

一を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願にかかる費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。平成 25 年度の採択件数は 394 件に上った。

3. 知的財産権制度に関する普及【25 年度予算：0.8 億円】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向けの説明会を行っている。平成 25 年度は、初心者向け説明会を 47 都道府県で 56 回開催した。

4. 中小企業知的財産権保護対策事業【25 年度予算：0.2 億円】

海外展開を図る我が国中小企業の知的財産権保護を図る観点から、ジェトロが有する海外ネットワークを活用して、中小企業の個別要望に基づいた知的財産権の侵害状況調査等の実施を支援するとともに、調査に要する経費の一部を補助した。2013 年度の採択件数は 13 件であった。

5. 特許戦略ポータルサイト【25 年度予算：0.1 億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近 10 年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供している。パスワード交付申込みのあった企業数は、平成 26 年 3 月末現在で約 1,250 社となっている。

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料（第 1 年分から第 10 年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施した。

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業者の場合、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにする早期審査・早期審理を実施した。また、平成 23 年 8 月から 1 年間の運用となっていた震災復興支援早期審査・早期審理について、平成 24 年 8 月以降も、当面の間、継続することとした。

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）

【25 年度予算：19.4 億円】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置した。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し、協働で解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知財を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図った。平成 25 年度の窓口利用件数は 124,647 件に上った（平成 26 年 1 月末現在）。

9. 新興国等知財情報データバンク【25 年度予算：0.3 億円】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。平成 25 年度は、新たに ASEAN、BRICs 諸国（主にシンガポール、ベトナム、マレーシア、ブラジル、ロシア）を中心に記事を作成した（平成 26 年 2 月末現在：掲載記事数 649 件）。

10. 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業【INPIT 交付金】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、中小企業の海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。平成 25 年度は、6 人の海外知的財産プロデューサーにより、222 者（平成 26 年 2 月末現在）の支援を行った。

11. 出張面接審査【25 年度予算：0.1 億円】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張して面接審査を行った。

第7章 中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

【具体的施策】

第1節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【26年度予算：5.4億円】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援した。

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等を設立して協同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスを行うとともに、必要な設備資金について長期・低利（又は無利子）の貸付を行った。

3. 中小企業経営力強化資金【25年度予算：4.4億円】【財政投融资】

創業又は事業拡大、新分野開拓等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者に対し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな支援を行うため、認定支援機関の支援（事業計画の策定支援・実行支援等）を受けることを前提とした、日本公庫の低利融資を創設し、中小企業・小規模事業者の経営力や資金調達力の強化を支援した。また、平成25年度は女性・若者・シニア創業者に対する金利の深掘りを行うこととした。平成25年度は12月末までに、2,634件、156億円の融資を実行し、平成25年3月の制度創設から平成25年12月末までの融資実績は、2,636件、157億円となった。

4. 中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業【25年度予算：48.0億円】

中小企業・小規模事業者等の新たなビジネス創造や、経営改革等をサポートするため、100万以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す者と、1万以上の専門家等が参画し、時間・場所に捉われずに自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができるITポータルサイト「ミラサポ」を運営するとともに、高度な経営分析等の支援を行う専門家の派遣を実施した。【24年度補正：14.8億円】

第2節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関等に配付したほか、イベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を網羅した「施策利用ガイドブック」、施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) チラシの発行

「資金繰り」、「海外展開支援」、「人材支援」等、補正予算関連のチラシを作成し、冊子類と同様広く配布した。

(3) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。

昭和39年度以来、毎年度開催しており、平成25年度は、千葉県、群馬県において開催した。

(4) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、印刷を行ったチラシ、冊子等を公表した。平成25年度は、年間約●●●●万ページビューのアクセスがあった。

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約82,000件（平成26年2月末現在）。

③ モバイル中小企業庁

携帯電話専用の中小企業施策検索サイトを運営し、最新の中小企業支援策等の情報提供を行った。年間約●●万ページビューのアクセスがあった。また、毎週水曜日に携帯版メールマガジンを配信した。登録件数は約2,500件（平成26年2月現在）。

(5) J-Net 21（中小企業ビジネス支援ポータルサイト）

中小企業支援に関するポータルサイトを運営し、必要な情報源にスムーズに到達できるサービス体制を提供した。平成25年度は、年間約●, ●●●万ページビューのアクセスが

あった。

2. 中小企業白書の作成等

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等(平成 25 年(2013 年)版中小企業白書)を作成するとともに、規模別製造工業生産指数の作成等を行った。

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

4. 中小企業景況調査の公表(継続)

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。